

千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 改正の趣旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、里親支援センターの設備及び運営に関する基準について国基準と同様の基準を設けるほか、所用の改正をするもの。

2 改正の内容

以下の改正を行う。

(1) 里親支援センターの設備及び運営に関する基準の追加

児童福祉法の一部改正（令和6年4月1日施行）により創設された里親支援センターについて、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（内閣府令）と同様の内容を定める。

※里親支援センター 里親支援事業を行うほか、里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設

【参考】里親支援センターの設備及び運営に関する基準の概要

ア 職員

センターの長、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員、里親研修等担当者

イ センターの長の資格要件

社会福祉士等であり、かつ、里親支援事業の業務の十分な経験を有するものであって、里親支援センターを適切に運営する能力を有する者であること。

ウ 里親支援

里親制度等の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、里親委託の推進等を包括的に行うこと。

エ 業務の質の評価等

自らその行う業務の質に評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表し、常にその改善を図ること。

(2) 給付金として支払を受けた金銭の管理に係る対象施設に母子生活支援施設を追加

令和6年10月1日から児童手当の支給対象が18歳到達の年度末までに拡大されたことにより、母子生活支援施設に入所中の世帯で母が18歳に達する日以後の最初の年度末までの間にあるものについては、当該施設の設置者に対して児童手当を支給することとされた。

これに伴い、基準府令が改正され、給付金として支払を受けた金銭の管理についての規定(第12条の2)の対象施設に母子生活支援施設が追加されたため、府令と同様に、対象施設に母子生活支援施設を追加する。

(3) 管理栄養士の追加

ア 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設及び児童自立支援施設

配置すべき職員について、「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

イ 保育所及び家庭的保育事業等

保育所及び家庭的保育事業等外で調理し搬入する方法により行う際に求めている配慮について、「栄養士による必要な配慮」を「栄養士又は管理栄養士による必要な配慮」に改める。

3 施行期日

公布の日(令和7年2月28日)(ただし、2(3)の改正は、令和7年4月1日)

千葉県乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

1 改正の趣旨

児童福祉法の改正に伴い、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の設備及び運営基準を定める。

2 改正の内容

児童福祉法（昭和22年法律第164号）が令和6年6月12日に改正され、令和7年4月1日に施行されることに伴い、児童福祉法において乳児等通園支援事業制度（※）が創設された。同法第34条の16第1項において、運営に関する基準を「条例で基準を定めなければならない。」としていることから、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するもの。

（※）乳児等通園支援事業

保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であって満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。

3 条例の主な内容

設備及び職員等の基準については、内閣府令と同じ規定とする。

そのほか、内閣府令とは別に「千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」で規定する他の施設（保育所など）と同様に、非常災害に備えた物資の確保に関する規定を設ける。

・内閣府令の主な項目

	項目	基準
設備	乳児室	こども一人につき1.65㎡以上
	ほふく室	こども一人につき3.3㎡以上
	保育室又は遊戯室	こども一人につき1.98㎡以上
職員	配置基準	・乳児3人につき1人以上 ・満1歳以上満3歳未満6人につき1人以上
	保育士資格	半数以上 (保育士以外の従事者は、子育て支援員研修等を修了した者とする)

・内閣府令とは別の市独自の基準

非常災害 (第6条第3項)	地震その他の非常災害に備え、利用乳幼児のため、物資の確保に必要な措置を講ずるよう努める
------------------	---------------------------------------------

4 施行期日

令和7年4月1日

千葉市社会福祉審議会条例の一部改正について

1 改正の趣旨

千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会設置認可部会の審議調査事項及び特定教育・保育施設等重大事故検証部会の検証対象範囲に乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項を加えるため、条例の一部を改正する。

2 改正の内容

児童福祉法（昭和22年法律第164号）が令和6年6月12日に改正され、令和7年4月1日より、新たに規定された乳児等通園支援事業（※1）について、市以外の者が事業を行う場合の市長の認可にあたり、児童福祉審議会（※2）に意見を聴かなければならないとされたことによるもの。

また、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設等における死亡事故やその他の重大事故についての分析及び再発防止策の検討を目的として、児童福祉専門分科会に「特定教育・保育施設等重大事故検証部会」が設置されており、乳児等通園支援事業の創設に伴い、同様の対応が必要であることから、検証対象の範囲に乳児等通園支援事業を追加するもの。

※1 乳児等通園支援事業…保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であつて満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業

※2 児童福祉審議会…児童福祉法に規定されている諮問機関。本市においては、千葉市社会福祉審議会が該当する。

3 改正内容

児童福祉専門分科会設置認可部会の審議調査事項及び特定教育・保育施設等重大事故検証部会の検証対象範囲に乳児等通園支援事業を追加する。

4 施行期日

令和7年4月1日

千葉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 改正の趣旨

国の幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、国基準と同様に改正をするもの。

2 改正の内容

副園長又は教頭の資格要件について、幼稚園免許状又は保育士の登録のいずれか一方を受けていれば良い特例期間を10年間から12年間に改める。

3 施行期日

公布の日（令和7年2月28日）

千葉県家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例及び千葉県特定教育・保育施設 及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 改正の趣旨

国の家庭的保育事業等（※）の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（以下「国基準」という。）の一部改正に伴い、千葉県家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び千葉県特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を改正するもの。

※家庭的保育事業等：家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業

2 改正内容

以下のとおり、国基準と同様に改正する。

- (1) 集団保育の体験機会の提供等、保育内容に関する支援を行う連携施設（保育所、幼稚園又は認定こども園）の確保が著しく困難な場合は、小規模保育事業者等と連携することができる。
- (2) 職員が病気等の際に代わって保育を提供する連携施設の確保が著しく困難で、小規模保育事業者等による協力の確保も著しく困難な場合は、連携確保の適用を不要とすることができる。
- (3) 家庭的保育事業等の利用期間が終了する際に児童を受け入れる連携施設を確保しなくてもよい経過措置の期間を5年間延長する。

3 施行期日

令和7年4月1日